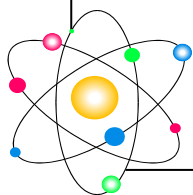




住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成22年1月5日)



年金信託部

【厚生年金基金】

年金経理から業務経理への繰入特例措置 延長に関するパブリックコメント募集

本日（平成22年1月5日）、厚生労働省から以下の省令改正案が公開されました。2月3日までの間、一般からの意見を募集しています。

厚生年金基金における経理間の繰り入れ等について（案）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495090257&OBJCD=&GROUP=>

1. 改正の概要

厚生年金基金における年金経理から業務経理への繰り入れについては、原則として、継続基準上で剰余が生じている場合に、剰余金の範囲内で認められています。

ただし、平成21年度末までの間、厚生年金保険の被保険者原簿と厚生年金基金の加入員原簿の突き合わせなど、特定の事務に必要な経費に充てる場合に限り、上記の基準を満たしていない場合でも、厚生労働大臣の承認を受けて、繰り入れを行うことができるとされています。

今般、記録の突き合わせなどの業務について、更に時間を要することが見込まれることから、繰り入れ特例の期間を平成23年度末まで延長することとされています。

2. ご参考

信託協会を通じ厚生労働省に確認しているところでは、本件に係る通知改正案も近日中に公開されるとのことです。また、財政弾力化措置を踏まえ、繰り入れの要件の緩和が検討されているとのことですが、現時点で詳細は明らかにされておりません。

なお、平成21年度末までの特例措置における具体的な取り扱いは別紙のとおりです。
(平成20年4月1日の [PENSION NEWS『厚生年金基金規則等の一部を改正する省令等の公布及びこれらに伴う通知改正の発出について\(平成20年4月1日施行\)』](#)に記載の内容)

年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的取扱い（平成 20、21 年度）

<繰入れのできる基金の前提条件>

直前の決算において以下の「資産額要件」と「財政運営要件」の両方を満たす必要があります。

(資産額要件)

$$\text{純資産額} \geq \text{責任準備金} - \text{許容繰越不足金}$$

(許容繰越不足金を控除する分、通常の繰入れの要件より緩和)

(財政運営要件)

以下のように、財政運営基準に基づき適正な掛金手当てを行っていることが求められています。(通常の繰入れの要件から変更無し)

- ・過去の財政計算に関する規約変更を完了していること
- ・直前の決算において、継続基準の財政検証をクリアしていること
- ・直前の決算において、非継続基準の財政検証に抵触している場合、回復計画を策定していること
- ・現在の掛金が財政運営基準に基づく掛金となっていること

※その他留意事項

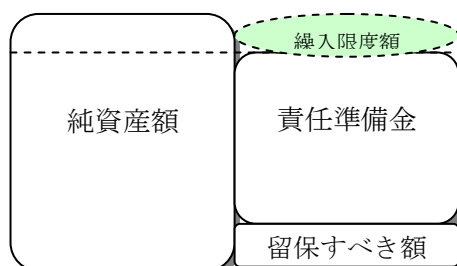
- ・継続基準に抵触している場合には、変更計算を行った上であれば特例措置による繰入れを実施することが可能となりました。
- ・業務経理における繰越剰余金がある場合、当該剰余金を取崩さず、本特例措置による繰入れが可能とされています。(通常の繰入れの場合は、業務経理における繰越剰余金をまず取崩す必要がありました。)

<繰入限度額>

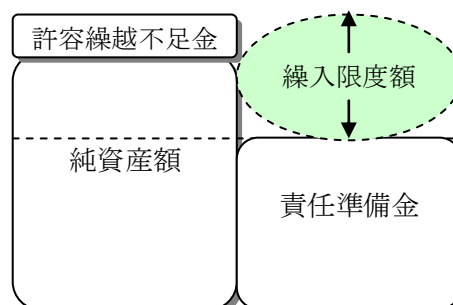
$$\text{繰入限度額} = \text{純資産額} + \text{許容繰越不足金} - \text{責任準備金}$$

(許容繰越不足金を加味し、留保すべき額を加味しない分、通常の繰入れの場合の限度額より緩和)

(従前の繰入限度額)



(特例措置に基づく繰入限度額)



但し、繰入予定額控除後の純資産が、「非継続基準の財政検証に抵触しない範囲内」であること、もしくは「抵触したとしても掛金の見直しが不要である範囲内」であることが必要となります。

※なお、厚生労働省の判断の下、上記の要件を満たさなくても、基金財政の健全な運営に影響がないと認められる場合には、繰入れが認められるケースもあります。

<繰入れに係る手続き>

特例措置による繰入れは、前事業年度の2月末日までに承認申請を行いますが（平成21年度に繰入れを実施する場合、平成21年2月末日までに承認申請）、年度途中で予算変更により繰入れを実施する場合は、随時承認申請を行うこととされています。

また、認可申請前の財政計算に基づき繰入れを行う場合には、当該財政計算の認可申請と併せて繰入れの承認申請を行います。（「資産額要件」「財政運営要件」「繰入限度額」は財政計算後の状態で判定）

以上



SUMITOMO
TRUST

住友信託銀行